

緊急雇用創出事業について

～パーソナル・サポート・サービスの実施～

- パーソナル・サポート・サービス
 - 支援を必要とする失業者に対し、パーソナル・サポーターが、本人の立場に立って、生活支援から就労支援までの一貫した寄り添い型・伴走型の支援を行うもの
- 実施スキーム案
 - 緊急雇用創出事業として地方自治体に造成した基金を活用
 - 求職者総合支援センターの業務の一部として、自治体からNPO等の実施団体への委託事業として実施
 - 職業訓練・講習等を行う場合は要領改正で対応
 - 公共職業訓練・基金訓練を希望する場合はハローワークが受講あつせん
 - 職業紹介は求職者総合支援センターに配置されたハローワーク担当者が実施（パーソナル・サポーターによるハローワーク求人を活用した職業相談も可能）
 - 生活保護等については、制度の紹介・相談、申請に当たっての援助等が可能（市の協力により実効あるつながりが可能）

パーソナル・サポート・サービスの実施

(求職者総合支援センターの枠組みを活用)

緊急雇用創出事業(基金)(平成21~23年度)

パーソナル・サポート・サービスを実施する機関

(求職者総合支援センターの枠組みを活用)

国(ハローワーク)

職業相談員の配置

- 職業相談・職業紹介
- 求人情報、労働市場情報の提供
- 職業安定行政機関の行う各種支援についての周知、利用に関する相談等

都道府県(又は政令指定都市、中核市等)

生活・就労相談

- 公営住宅に関する情報提供等、住居の確保に関する相談
- 生活支援策に関する情報提供等、生計維持に関する相談
- 将来の安定就職に向けた能力開発に関する相談等

一体的に実施

パーソナル・サポーターの配置(NPO委託)

- 個別的・継続的な支援
 - * 定期的な相談・カウンセリング
 - * 職業相談窓口への誘導
 - * 生活支援・居住支援サービス等の利用支援・アドバイス
 - * 企業に関する情報収集
 - * 職業訓練・講習・セミナー など

協議・連絡調整等

その他

(都道府県・市町村の関係部局等)

福祉関係
機関

能力開発関係
機関

都道府県労働局・
ハローワーク